

業務委託仕様書

1. 委託業務名 立ち直りのための青少年の居場所づくり委託事業
2. 委託期間 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）
3. 業務内容 小倉駅及びその周辺繁華街において、立ち直りのための青少年支援拠点を運営する業務について委託する。

【青少年支援拠点の運営について】

- (1) 目的
 - ・非行少年の犯罪、再犯の阻止
 - ・非行少年等の就学・就労に向けた関係機関への引継ぎ
 - ・修学・就労支援サービスへの非行少年の誘導
 - ・深夜はいかいに伴う危険からの一時避難措置
- (2) 場 所 青少年の滞留スペースがあれば、他目的で利用している事務所との兼用を認める。
上記の場合、事務所の借り上げ等にかかる経費は本業務委託に係る経費に含めてはならない。
- (3) 開設時間 午前0時から午前5時まで
及び午後10時から翌午前0時まで
(実際の開業時間は午後10時から翌午前5時まで)
*土・日・祝日等は、深夜はいかい等の状況を踏まえ、市と協議の上、開設時間を変更することができる。
- (4) 体 制 2名体制
*本市における青少年の非行の実態を熟知しており、立ち直りのための相談、助言等を行える者。
- (5) 業 務 青少年支援拠点が行う業務は以下の項目である。
なお、業務の詳細は(6)以降に示す。
 - 深夜はいかい青少年への声かけと青少年支援拠点への誘導
 - 話し相手となり、悩み等の相談を受ける（状況確認）
 - 深夜はいかいや薬物乱用の危険性の周知
 - 「自分を大切に作る心」や規範意識の涵養
 - 対象者の状態に応じた、生活習慣の改善や健康管理、就労等に関する相談・助言の実施
 - 対象者のニーズに応じた立ち直り支援機関、修

- 学・就労相談窓口等の紹介、引き継ぎ
- 活動日報の作成
- その他青少年支援拠点の運営に必要な業務

(6) 業務詳細

□深夜はいかい青少年への声かけと青少年支援拠点への誘導

小倉駅及びその周辺繁華街で、深夜はいかいしている青少年に声かけを行う。対象青少年の様子を見ながら、深夜はいかいや薬物乱用の危険性を周知するとともに、帰宅指導などを行う。また、対象者に帰る術がなく、本人の同意があった者については、青少年支援拠点への誘導を行う。

但し、対象者の年齢、性格等を総合的に判断し、犯罪被害者となる危険性が高いと考えられる場合（女子小中学生や、判断力に欠ける者など）で、帰宅指導や拠点への誘導に従わない場合には、警察等関係機関に通報するものとする。

□話し相手となり、悩み等の相談を受ける（状況確認）

対象者の様子を見ながら、雑談等を通じて、本人の状況や連絡先等を確認する。

□深夜はいかいや薬物乱用の危険性の周知

深夜はいかいや危険ドラッグその他薬物等の危険性を明らかにし、こうした行為に及ばないように指導する。

□「自分を大切にできる心」や規範意識の涵養、対象者の状態に応じた、生活習慣の改善や健康管理、就労等に関する相談・助言の実施

「自分を大切にできる心」や規範意識の涵養、さらには生活改善及び健康管理、就労等に関する相談や助言を行う。

また、自社のネットワーク等を活用して就労受入先を開拓するとともに、対象者の状況に応じて就労支援を行う。

□対象者のニーズに応じた立ち直り支援機関や修学・就労相談窓口等の紹介、引き継ぎ

市の相談窓口一覧等を参照して、本人同意の上で、対象者に適切な窓口を紹介、又は引き継ぎをする。

*なお、日中に引き継ぎ業務を行った場合は、夜間のパトロール活動の勤務と振り替えることができる。但し、この場合でも、拠点は夜間開設し、最低限必要な人員を配置するものとする。

□活動日報（別紙1）の作成

活動状況に関する日報を作成し、当日勤務終了時に、北九州市子ども家庭局こども若者成育課に報告する。

（報告事項）声かけ件数、拠点への誘導者数、相談・助言を通じた指導事項等。

□定例報告

四半期ごとにその間の動向等、毎月の報告書とは別途に情報共有の場を設ける（日時、場所については、その都度調整の上、決定する）。

なお、対面にて口頭での報告で可とするため、書類等は不要。

□その他青少年支援拠点の運営に必要な業務

拠点の運営に必要な軽食や物品の購入を行う。購入物品（一万円以上の備品に限る）については、月末報告書に、領収書を添付するものとする。なお、当該物品は、期間中受託者に貸与するものとし、期間終了後、市に返納するものとする。

4. 業務計画書 業務計画にあたり、毎月1日に、勤務シフトを明示した業務計画書（別紙2）を提出する。なお、月途中で勤務シフトに変更を生じた場合は、次の月末報告書にその旨を記載すること。
5. 月末報告書 毎月末に勤務実績（別紙3及び勤怠管理データ等）を示す資料を提出する。
6. 支払い方法 毎月末、業務履行確認後、正当請求により支払い
7. 成果物 業務終了後、7日以内に活動日報をまとめ、活動報告書として、北九州市子ども家庭局こども若者成育課に提出するものとする。

(受託者) 【印省略】
 住所：
 氏名：

活動日報

日時	
勤務者	
パトロール	
パトロール における声掛け	
来訪	
特記事項	電話相談：20代以上 件 10代 件 メール等相談：20代以上 件 10代 件
こども若者 成育課欄	

北九州市長 武内 和久 様

「立ち直りのための青少年の居場所づくり委託事業」(月分) の実施にあたり、下記のとおり、業務計画書(勤務シフト表)を提出します。

業務計画書(勤務シフト表)

曜日	火	水	木	金	土	日	月
月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

令和 年 月 日

(受託者)

住所:

氏名:

印

【勤務者一覧表】

氏 名	略 歴

北九州市長 武内 和久 様

月末報告書

「立ち直りのための青少年の居場所づくり委託事業」(月分)の業務終了にあたり、別紙勤務実績を示す資料を添付して報告します。

契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

契約履行期間 令和 年 月 日 ～ 月 日

添付資料

特記事項

令和 年 月 日

(受託者)

住所：

氏名：

印